

## 市議会 6 月定例会 行政報告（6 月 5 日）

市議会 6 月定例会にあたり行政報告いたします。

### 西部工業団地事業用地の売買契約に伴う株式会社マルカサトウからの 提訴について

西部工業団地事業用地の売買契約に伴う株式会社マルカサトウからの提訴についてご報告いたします。

このたびの提訴の内容についてであります。原告である株式会社マルカサトウにつきましては、菓子製造工場 4 棟を建設し、これを三幸製菓株式会社に賃貸するため、西部工業団地に事業用地を求め、平成 18 年 8 月 10 日、「新発田市西部工業団地進出に係る覚書」の締結を経て、平成 20 年 8 月 11 日に土地売買契約を締結したところであります。

進出に係る覚書の締結については、当初の計画時において、事業用地の南北の長さが不足し原材料及び製品の搬出搬入運搬用地が確保出来ないとの申し出により、市並びに株式会社マルカサトウ及び三幸製菓株式会社が協議を行い、周辺市道の一部である別紙資料の区間 A 及び区間 B について市道を廃止した後、使用について許可を行うことを約束することで進出をいただき、現在に至っているところであります。

しかし、このたび、株式会社マルカサトウは、この覚書の締結時において覚書には記載されていない、周辺市道の一部である別紙資料の区間 C についても、先の市道と同様に、市道は廃止しないが、その使用について承認し保証するとの約束があったにもかかわらず、新潟市側の工業団地との接続による交通量の増加に伴い、その使用が阻害されたことから、事業用地購入の売買契約が「錯誤により一部無効」であり、その無効部分 20,985.32 平方メートルに係る金額、4 億 2026 万 611 円についての返還を求める訴訟を 5 月 12 日付けで起こしたものであり

ます。

現在、6月10日の第1回口頭弁論に向け、顧問弁護士と協議を行っていることから、市の考え方をはじめ今後の対応など詳細な部分について申し上げることは出来ませんが、訴訟を起こされたことについては、誠に遺憾であり、市民の皆様をはじめ、多くの方から市に対する行政不信を招くだけでなく、今後の産業の振興、特に企業誘致などへの影響も多々あることから、顧問弁護士と十分協議を行い厳正に対処してまいります。

なお、先に述べましたように、6月10日の第1回口頭弁論に向け、顧問弁護士との委任契約の締結及び着手金等の支払いが必要なことから、金額が確定後、当該予算について予備費を充用して支出したいと考えておりますので予め御了承いただけますようお願い申し上げます。

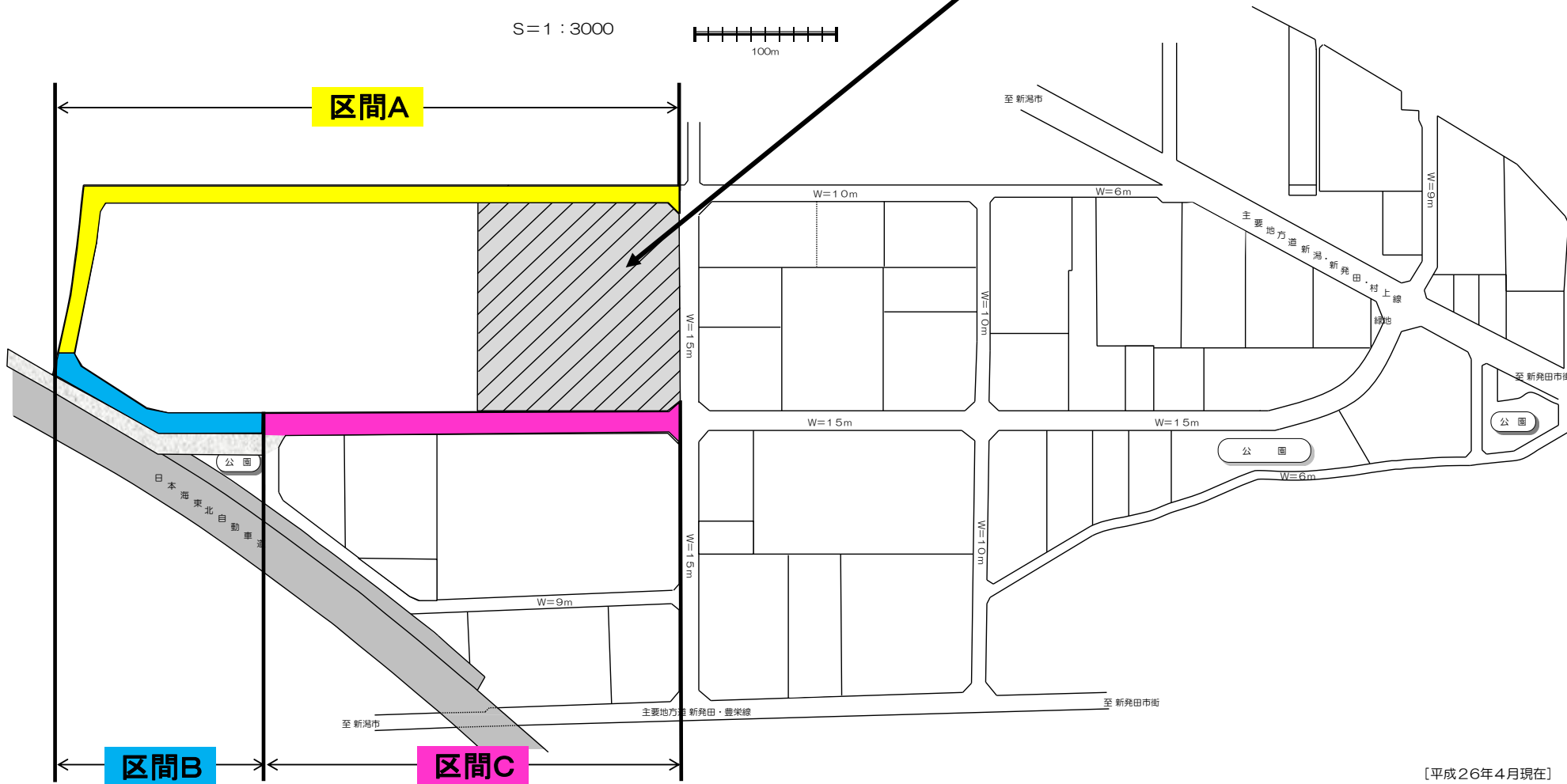
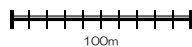
以上で行政報告を終わります。

新発田市西部工業団地 区画図

資料

この用地に係る土地売買代金の返還請求

S=1:3000



[平成26年4月現在]